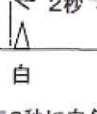
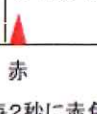
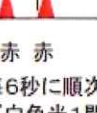
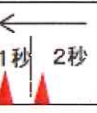
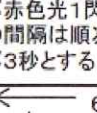
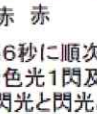


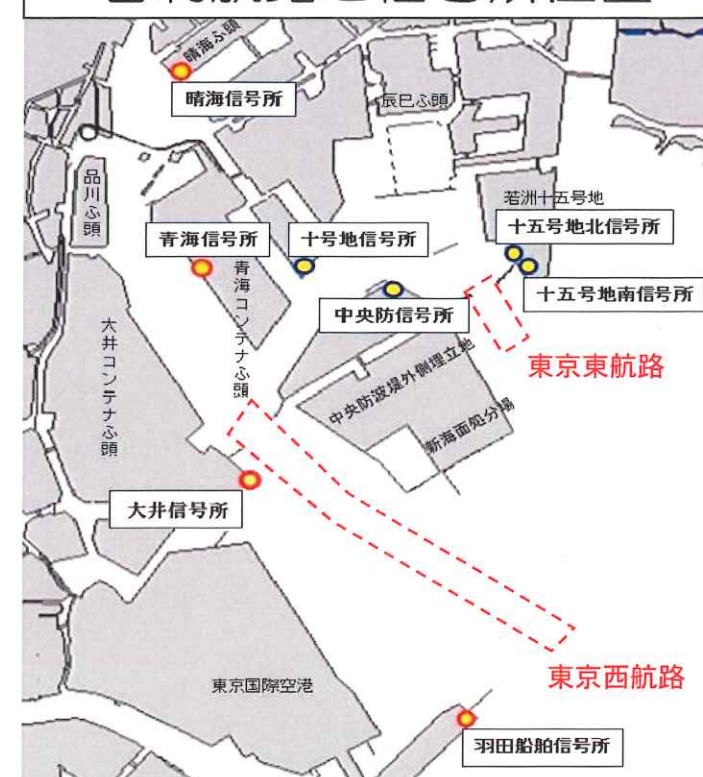
京浜港東京区の管制信号の種類及び意味

東京西航路 管制信号の意味

信号所名 信号の種類	青海・青海第二・晴海各信号所		大井信号所・羽田船舶信号所	
	信号の方法 文字式(昼夜間)	信号の意味	信号の方法 閃光式(昼夜間)	信号の意味
入航信号	 の点滅	・入航船は、入航可 ・長さ100m以上の船舶は、出航禁止 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航可 ・長さ100m未満の出航船は、出航可	 毎2秒に白色光1閃	・入航船は、入航可 ・長さ100m以上の船舶は、出航禁止 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航可 ・長さ100m未満の出航船は、出航可
出航信号	 の点滅	・出航船は、出航可 ・長さ100m以上の船舶は、入航禁止 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航可 ・長さ100m未満の入航船は、入航可	 毎2秒に赤色光1閃	・出航船は、出航可 ・長さ100m以上の船舶は、入航禁止 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航可 ・長さ100m未満の入航船は、入航可
自由信号	 の点滅	・長さ300m(油槽船は、総トン数5,000トン)以上の入出航船は、入出航禁止 ・長さ300m(油槽船は、総トン数5,000トン)未満の入出航船は、入出航可	 毎3秒に順次に赤色光1閃及び白色光1閃	・長さ300m(油槽船は、総トン数5,000トン)以上の入出航船は、入出航禁止 ・長さ300m(油槽船は、総トン数5,000トン)未満の入出航船は、入出航可
禁止信号	 の点灯	・港長の指示船以外入出航禁止	 毎6秒に順次に赤色光3閃及び白色光3閃	・港長の指示船以外入出航禁止
切替 予告 信号	 の交互点滅	・航路内航行船は、入出航可 ・航路外にある長さ100m以上の入出航船は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航可 ・航路外にある長さ100m未満の入出航船は、入出航可 ・信号は間もなくIの点滅に変わる	 毎6秒に順次に赤色光2閃及び白色光1閃(閃光と閃光との間隔は順次に1秒、2秒及び3秒とする。)	・航路内航行船は、入出航可 ・航路外にある長さ100m以上の入出航船は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航可 ・航路外にある長さ100m未満の入出航船は、入出航可 ・信号は間もなく毎2秒に白色光1閃に変わる
	 の交互点滅	・航路内航行船は、入出航可 ・航路外にある長さ100m以上の入出航船は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航可 ・航路外にある長さ100m未満の入出航船は、入出航可 ・信号は間もなくOの点滅に変わる	 毎6秒に順次に赤色光2閃及び赤色光1閃(閃光と閃光との間隔は順次に1秒、2秒及び3秒とする。)	・航路内航行船は、入出航可 ・航路外にある長さ100m以上の入出航船は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航可 ・航路外にある長さ100m未満の入出航船は、入出航可 ・信号は間もなく毎2秒に赤色光1閃に変わる
	 の交互点滅	・航路内航行船は、入出航可 ・航路外にある長さ100m以上の入出航船は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航可 ・航路外にある長さ100m未満の入出航船は、入出航可 ・信号は間もなくFの点滅に変わる	 毎6秒に順次に赤色光2閃及び白色光1閃(閃光と閃光との間隔は順次に1秒、2秒、1秒及び2秒とする。)	・航路内航行船は、入出航可 ・航路外にある長さ100m以上の入出航船は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機 ・ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航可 ・航路外にある長さ100m未満の入出航船は、入出航可 ・信号は間もなく毎3秒に順次に赤色光1閃及び白色光1閃に変わる
	 の点滅	・航路内航行船は、入出航可 ・航路外にある全船舶は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機 ・信号は間もなくXの点灯に変わる	 毎6秒に順次に赤色光2閃及び白色光2閃(閃光と閃光との間隔は順次に1秒、2秒、1秒及び2秒とする。)	・航路内航行船は、入出航可 ・航路外にある全船舶は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機 ・信号は間もなく毎6秒に順次に赤色光3閃及び白色光3閃に変わる

京浜港東京区の管制信号の種類及び意味

管制航路と信号所位置



京浜港東京区の東京東航路及び西航路は、港則法に基づき航行管制を行っています。これら2つの航路を入出航する場合には、東京湾海上交通センターと連絡を取り、信号に従って航行してください。



東京湾海上交通センターとのVHF無線通信での連絡の際は、「とうきょうマーチス とうきょう」を冒頭に冠して通報下さい。

東京東航路 管制信号の意味

信号所名
十五号地北・十五号地南・中央防・十号地 各信号所

電光文字式

入航信号

I
の点滅

- ・入航船は入航可
- ・長さ50m以上(500トン未満を除く)の船舶は出航禁止
ただし、港長の指示を受けた船舶は出航可
- ・長さ50m未満または総トン数500トン未満の船舶は出航可

出航信号

O
の点滅

- ・出航船は出航可
- ・長さ50m以上(総トン数500トン未満を除く)の船舶は入航禁止
ただし、港長の指示を受けた船舶は入航可
- ・長さ50m未満または総トン数500トン未満の船舶は入航可

自由信号

F
の点滅

- ・長さ150m(油槽船にあっては総トン数1,000トン)以上の入出航船は、入出航禁止
- ・長さ150m(油槽船にあっては総トン数1,000トン)未満の入出航船は、入出航可

禁止信号

X
の点灯

- ・港長の指示船以外入出航禁止

切替
予告
信号

XI
の
交互点滅

- ・信号は間もなくIの点滅に変わる

XO
の
交互点滅

- ・信号は間もなくOの点滅に変わる

XF
の
交互点滅

- ・信号は間もなくFの点滅に変わる

X
の
交互点滅

- ・航路内航行船は、入出航可
- ・航路外にある全船舶は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機
- ・信号は間もなくXの点灯に変わる

- ・航路内航行船は、入出航可
- ・航路外にある長さ50m以上の入出航船(総トン数500トン未満の船舶を除く)は、航路外で航路内航行船の進路を避けて待機
- ・航路外の長さ50m未満または総トン数500トン未満の入出航船は、入出航可